

【WA 州への入州】NSW 州から強制隔離なしで入州可能(12月8日(火)以降)

【ポイント】

- 12月8日(火)から、NSW 州から西オーストラリア州(WA 州)への入州が可能となります。入州にあたっての強制隔離は不要です。
- WA 州へ入州する訪問者は、事前にオンラインでの入州申請(G2G Pass)が必要になります(リンクは末尾参照)。

【本文】

1 WA 州政府は、12月8日(火)から、NSW 州を「感染の可能性が非常に低い州」(very low risk)のカテゴリーに移行すると発表しました。これにより、以下の条件で NSW 州から WA 州への入州が可能となります。入州にあたっての強制隔離は不要です。

- (1) パース空港到着時に健康診断及び体温検査を受けること。
- (2) 医師が必要と判断した場合、空港内検査所で新型コロナウイルス検査を受けること。
- (3) オンラインでの入州申請(G2G Pass)を完了していること。(リンクは末尾参照)。
- (4) WA 州への到着1週間後に SMS での健康チェックリマインダーを受け取ること。
- (5) 陸路での到着の場合には州境検問所で健康診断を行い、G2G Pass の申請が確認されること。

2 WA 州政府のホームページで最新状況を確認するように努めてください。

○WA 州政府ホームページ

(NSW 州からは強制隔離不要で入州可能(12月8日(火)以降))

<https://www.wa.gov.au/government/announcements/travel-victoria-and-new-south-wales-wa>

(G2G Pass オンライン申請)

<https://www.g2gpass.com.au/>

(WA 州による州境規制の最新状況)

<https://www.wa.gov.au/organisation/covid-communications/covid-19-coronavirus-controlled-interstate-border>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>